

平成28年（行ウ）第49号，同第134号，同第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原告 河田昌東 ほか110名

被告 国（処分行政庁 原子力規制委員会）


### 第9準備書面

（原告適格について）


平成29年8月30日

名古屋地方裁判所民事第9部A2係 御中

被告訴訟代理人


弁護士 竹野下 喜彦 

被告指定代理人


部付 苅谷 昌子 

部付 藤根 桃世 

訟務管理官 大平 浩志 

上席訟務官 丸山 耕一 

訟務官 矢澤 圭一 

法務事務官 竹内 弘樹 

環境事務官	高橋正史	
環境事務官	小川哲兵	
環境事務官	大城朝久	
環境事務官	矢野諭	
環境事務官	仲村淳一	
環境技官	海田孝明	
環境技官	大野佳史	
環境事務官	井藤志暢	
環境技官	種田浩司	
環境事務官	豊島広史	
環境技官	谷川泰淳	
環境事務官	羽田野誉	
環境技官	市村知也	
環境技官	西崎崇徳	
環境技官	片野孝幸	
環境技官	小林勝	
環境技官	岩田順一	

環境技官	鈴木健之	
環境事務官	三井勝仁	
環境技官	佐藤秀幸	
環境技官	永井悟	
環境技官	佐藤雄一	
環境技官	藤原弘成	

第1	原告適格に関する原告らの主張と被告の主張の要旨	6
1	原告らの主張の要旨	6
2	被告の主張の要旨	7
第2	原子炉の設置変更許可処分等の取消訴訟における原告適格について	8
第3	年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づける事情とする理由はなく、実用炉則が線量限度を年間1ミリシーベルトとしていること等を根拠に原告適格があるとする原告らの主張は誤っていること	11
1	はじめに	11
2	放射線及び放射線被ばくの健康影響	11
(1)	放射線の種類	11
(2)	放射線の量を表す単位	12
(3)	自然放射線と人間生活	13
(4)	人工放射線と人間生活	14
(5)	放射線被ばくによる人体への影響について	14
ア	確定的影響について	14
イ	確率的影響について	16
(6)	放射線被ばくと生活習慣によるがんのリスク	18
(7)	小括	18
3	国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告による放射線防護の考え方	19
(1)	国際放射線防護委員会（ICRP）について	19
(2)	ICRPが公衆の被ばくの実効線量を年間1ミリシーベルトとした根拠	20
ア	放射線防護の基本原則	20
イ	計画被ばく状況（平常時）における線量限度	22
ウ	緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における線量の参考レベル	24
4	年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づけることはでき	

ないこと	24
第4 放射線管理区域の数値等も，原告適格を基礎づける事情とはならないこと	26
第5 瀬尾シミュレーションは，原告適格を基礎づける事情とはなり得ないこと	28
第6 結論	29

被告は、本準備書面において、原告らの平成29年1月25日付け準備書面(5) (以下「原告ら準備書面(5)」という。)に対し、必要な限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほか、従前の例による(参考として本書面末尾に略語表を添付する。)

## 第1 原告適格に関する原告らの主張と被告の主張の要旨

### 1 原告らの主張の要旨

原告適格に関する原告らの主張は総じて判然としないものの、原告らは、まず、原子力関係法令の改正を踏まえると、原子炉設置変更許可処分の無効確認等訴訟における原告適格に関する最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集46巻6号571ページ(以下「もんじゅ最高裁平成4年判決」という。)が、本件にそのまま通用すると考えるべきではなく、原告適格はより拡張される方向で認められるべきであり、具体的には、改正された原子炉等規制法の目的に照らし、当該原子炉の事故によって深刻な災害が発生した場合、そこに居住する者の生命、健康、財産及びその生活環境において、重大な被害を受けることが想定される地域に居住する者については、原告適格を認めるべきであると主張するようである。

次に、原告らは、実用炉則及び「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号。以下「線量限度告示」という。)が線量限度年間1ミリシーベルトと定めていること、ロシア、ウクライナ及びベラルーシ(以下「ロシア等」という。)が、旧ソビエト社会主義共和国連邦のチェルノブイリにおける原発事故(以下「チェルノブイリ事故」という。)を受け、国内法において、被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上と考えられる地域を移住義務ゾーンあるいは移住権利ゾーンとしていること、電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。)の定める放射線管理

区域の数値等から、線量限度年間1ミリシーベルトを超える被ばくのおそれがある地域に居住する者には、生命、健康、財産及びその生活環境において、重大な被害を生ずるものと考えられるとして、このような地域に居住する者には原告適格が認められる旨主張するようである。

その上で、原告らは、瀬尾健氏によるシミュレーション（甲F第28号証。以下「瀬尾シミュレーション」という。）に照らせば、高浜発電所1号炉が過酷事故を起こした場合、同原子炉から3265キロメートル圏内は、年間1ミリシーベルト以上の被ばくのおそれがあるから、本件各原子炉から約5ないし414キロメートル圏内に居住する原告らは、いずれも本件について原告適格を有する旨主張する（以上につき、原告ら準備書面（5））。

## 2 被告の主張の要旨

もんじゅ最高裁平成4年判決の内容及び趣旨並びに平成24年法律第47号による原子炉等規制法改正の趣旨からすると、同判決は、同改正の前後を問わず妥当する（後記第2）。

そして、線量限度告示の定める線量限度年間1ミリシーベルトや、ロシア等が国内法において安全基準値に設定した年間1ミリシーベルトは、国際放射線防護委員会（以下「ICRP」という。）の勧告を踏まえたものであるところ、同勧告は、あらゆる状況で適用されるべき被ばく線量を定めたものではなく、かつ、生命、身体等への直接的かつ重大な被害が生じる具体的な基準として定められたものではないから、原告らの原告適格を基礎づける事情とはなり得ない（後記第3）。

また、電離則の定める放射線管理区域の数値は、生命、身体等への直接かつ重大な被害が生じる具体的な基準として定められたものではないから、原告らの原告適格を基礎づける事情とはなり得ない（後記第4）。

さらに、原告らが指摘する瀬尾シミュレーションも、その計算に当たって仮定した条件が現実離れた過大なものであるなど、科学的正当性に欠ける

ものであるから、原告らの原告適格を基礎づける事情とはなり得ない（後記第5）。

したがって、原告らの主張は理由がない。

## 第2 原子炉の設置変更許可処分等の取消訴訟における原告適格について

- 1 本件各訴えは、本件各処分の取消しを求めるものであるところ、本件各訴えが適法であるためには、原告らが本件各処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（行訴法9条）と認められること（原告適格）が必要である。

処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁平成17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645ページ）。

- 2 この点、高速増殖炉もんじゅの周辺住民が提起した原子炉設置許可処分無効確認等訴訟において、もんじゅ最高裁平成4年判決は、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号、4号の趣旨を検討した上、「安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的



かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的部分に限る）及び4号）は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。」とし、「右各号（引用者注：平成24年改正前原子炉等規制法24条1項3号（技術的部分に限る）及び4号）は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故（引用者注：重大な原子炉事故）等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判示した。

その上で、同判決は、「当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。」としている。

ここで、同判決が「『社会通念に照らし、合理的に判断すべき』であると判示しているのは、例えば、東京都に居住する者が、北海道や九州等に設置予定の原子炉に係る設置許可処分の取消訴訟ないし無効確認訴訟を提起したような場合には、社会通念からみて、原告が、当該原子炉の事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものとは想定し得ないから、その原告適格を否定すべきものとする趣旨である（高橋利文・最高裁判所判例解

説民事篇平成4年度353及び354ページ)<sup>\*1</sup>。

- 3 このような原告適格を肯定し得る周辺住民の範囲については、平成24年改正前原子炉等規制法24条第1項4号の合理的解釈から導かれるべきであって（前記調査官解説349ページ参照。）、この理は、平成24年法律第47号による改正によって変更されるべきものではない。そして、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号と、平成24年改正前原子炉等規制法24条1項4号とは、その文言に実質的な変更はないから、個別的利益として保護している範囲は基本的に同一であると解するのが自然かつ合理的である。
- 4 以上によれば、平成24年法律第47号による原子炉等規制法の改正の前後を問わず、原子炉の設置変更許可処分の取消訴訟における原告適格については、もんじゅ最高裁平成4年判決が妥当すると解すべきであり、また、原子炉の運転期間延長認可処分、工事計画認可処分及び保安規定変更認可処分の取消訴訟においても、同様に、もんじゅ最高裁平成4年判決が妥当すると

---

\*1 原告適格を「当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである」とする考え方は、その後の裁判例（東海第二発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決（判例時報1754号35ページ）、六ヶ所ウラン濃縮工場の核燃料物質加工事業許可処分無効確認・取消請求控訴事件等）においても用いられている。なお、東海第二発電所原子炉設置許可処分取消訴訟に関する東京高等裁判所平成13年7月4日判決は、原告のうち1名について、「本件原子炉施設から100キロメートル余もの遠隔地である栃木県足利市内の住所に居住するに至ったことが認められるから、現時点においては、もはや本件原子炉施設における事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域内に居住する者には該当しないこととなったというべきである。」と判示して原告適格を否定した。

解すべきである。

したがって、原告らの主張には理由がない。

第3 年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づける事情とする理由はなく、実用炉則が線量限度を年間1ミリシーベルトとしていること等を根拠に原告適格があるとする原告らの主張は誤っていること

#### 1 はじめに

前記第1の1で述べたとおり、原告らは、ICRPの勧告の内容、実用炉則及び線量限度告示の内容並びにロシア等の国内法の安全基準値等に照らして、住民が年間1ミリシーベルトを超える被ばくをする地域においては原告適格が認められる旨主張するようである(原告ら準備書面(5)第4,第6の2・11ないし21,29ないし35ページ)。

しかしながら、原告らが指摘する実用炉則及び線量限度告示の定める線量限度年間1ミリシーベルトや、ロシア等が国内法で安全基準値に採用した年間1ミリシーベルトは、ICRPの勧告を踏まえたものであるところ、ICRPの勧告は、あらゆる状況で適用されるべき被ばく線量を定めたものではないし、生命、身体等への直接的かつ重大な被害が生じる具体的な基準として定められたものでもないから、原告適格を基礎づける事情とはなり得ない。

以下では、まず、放射線及び放射線被ばくの健康影響や、年間1ミリシーベルトを公衆の線量限度として採用したICRPの勧告による放射線防護の考え方を説明した上で(後記2及び3)、年間1ミリシーベルトの被ばくが原告適格を基礎づける事情たり得ないことを明らかにする(後記4)。

#### 2 放射線及び放射線被ばくの健康影響

##### (1) 放射線の種類

原子核の崩壊や核分裂反応のときに放出される粒子や電磁波のことを放射線という。放射線を発生する能力のことを「放射能」といい、放射性物質とは、かかる放

射能を有する物質のことをいう。ただし、放射性物質を指して「放射能」という用語を用いることもある。

放射線には、以下のとおり、アルファ線<sup>\*2</sup>、ベータ線<sup>\*3</sup>、ガンマ線<sup>\*4</sup>、エックス線<sup>\*5</sup>、中性子線<sup>\*6</sup>等がある（乙F第1号証63ページ）。

## (2) 放射線の量を表す単位

放射線に関する単位としては、以下のとおり、ベクレル（Bq）、シーベルト（Sv）等がある（乙F第1号証64ページ）。

ベクレルは、放射能の強さを表す単位であり、1秒間に1個の原子核が崩壊することを1ベクレルと数える。

---

\*2 アルファ線は、陽子2個と中性子2個とが結びついた「アルファ粒子」の流れであってプラスの電気を帯びている。

\*3 ベータ線は、原子核から高速で飛び出す電子の流れであってマイナスの電気を帯びている。

\*4 ガンマ線は、原子核からアルファ粒子やベータ粒子が飛び出した直後等に、余ったエネルギーが電磁波（光子）の形で放出されるもので、光子の流れである。ガンマ線は、電気を帯びていない。

\*5 エックス線は、原子核外の励起した軌道電子から放出される電磁波である。エックス線は、電気を帯びていない。

\*6 中性子線は、核分裂等に伴い放出される中性子の流れであって、電氣的に中性である。

シーベルトは、放射線の生物学的影響を示す単位（等価線量<sup>\*7</sup> や実効線量<sup>\*8</sup> の単位）である。1 グレイのガンマ線によって人体の組織に生じるのと同じ生物学的影響を組織に与える放射線の量を1シーベルト（=1000mSv）とする。人体が放射線によって受ける影響は、放射線の種類によって異なるため、ガンマ線を基準にしている。

### (3) 自然放射線と人間生活

自然界には、宇宙線と呼ばれる宇宙からの放射線、地殻を構成している花崗岩、石灰岩、粘土等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線、人間が摂取する飲食物等の中に含まれる放射性物質から放出される放射線等が存在し、人類はこれら自然界からの放射線を絶えず被ばくし続けている（乙F第1号証64及び65ページ）。

自然放射線量は、地域等によってかなりの差がある。我が国の場合、宇宙線と大地からの放射線と食物摂取から受ける放射線量の合計量は、全国平均で、一人当たり年間2.1ミリシーベルトであるとされる（空気中のラドン等の吸入によるものを含む。）。世界の場合、例えばブラジルのガラパリでは、大地からの自然放射線量だけで年間約10ミリシーベルトである（乙F第1号証64及び65ページ）。なお、世界の人々が受ける全ての線源からの自然放射線の量は、平均で年間2.4ミ

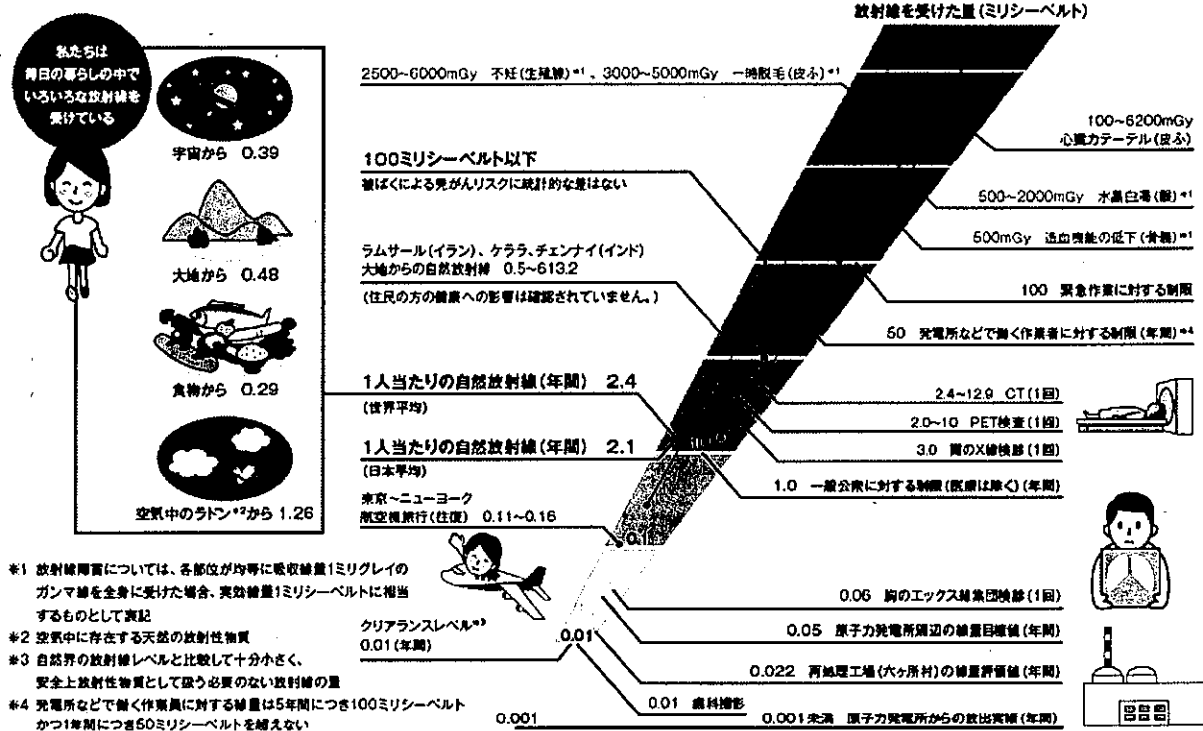
---

\*7 人体の各組織が放射線を被ばくする時、その組織に対する生物学的効果を勘案した放射線の線量。

\*8 人体の全ての特定された組織及び臓器における等価線量の組織加重合計（乙F第2号証G5ページ）。身体の放射線被ばくが均一又は不均一に生じたときに、被ばくした組織及び臓器で吸収された等価線量を相対的な放射線感受性の相対値（組織加重係数）で加重して全てを加算したもの。

リシーベルト程度とされている。

## 日常生活と放射線



(出典：日本原子力文化財団 原子力・エネルギー図面集2015)

このように、自然放射線による一人当たりの被ばく線量は、居住地域や生活様式によってかなりの差異があるが、自然被ばく線量が多いことによって、放射線の被ばくによって生じ得る障害が多く発生するという科学的証拠は得られていない (乙F第1号証65及び66ページ、乙F第3号証173ページ)。

### (4) 人工放射線と人間生活

人間が日常生活を営んでいく上において被ばくしている放射線には、上記の自然放射線以外にも、種々の人工放射線がある。例えば、全身をCTスキャンした場合、1回で6.9ミリシーベルト被ばくすることとなる (乙F第1号証65ページ)。

### (5) 放射線被ばくによる人体への影響について

#### ア 確定的影響について

放射線防護の分野においては、放射線被ばくによる有害な健康への影

響は確定的影響と確率的影響とに分類できるとされている（ICRPの2007年勧告（以下「2007年勧告」という。乙F第2号証7ページ、乙F第1号証66ページ））。

確定的影響とは、「『もし線量が十分に大きければ、組織の機能を損なうのに十分な細胞喪失を引き起こす、』放射線による細胞致死の結果から生じる健康影響である。」とされる（ICRP「Publication 82 長期放射線被ばく状況における公衆の防護」〔乙F第4号証9ページ(18)〕）。そして、「ほとんどの臓器・組織は相当な数の細胞が失われても影響を受けない。しかし、失われた細胞の数が十分多いと、組織機能の喪失の結果現れる観察しうる障害が発生する。こうした障害を引き起こす確率は低線量ではゼロであるが、あるレベルの線量（しきい値）<sup>\*9</sup>を超えるとその確率は急速に1（100%）にまで上昇するであろう。」「組織・臓器内のかなりの細胞が死んだり、正常に再生し機能することが妨げられたりすると、臓器機能の喪失（中略）に至るであろう。」とされている（ICRPの1990年勧告〔以下「1990年勧告」という。〕。乙F第5号証5ページ(20)、15ページ(45)）。臓器ごとのしきい値は、臓器ごとに具体的な線量が示されており、これらのしきい値は、いずれも100ミリシーベルトを超え、5000ミリシーベ

---

\*9 国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告（乙F第2号証）の127ページ「表A. 3. 4」には、1回の被ばくで1%の個体に発生すると推定される吸収線量について、組織ごとのしきい値の推定値が示されている。

ルトから6000ミリシーベルトに達するものもある<sup>\*10</sup>（乙F第2号証127ページ）。

#### イ 確率的影響について

確率的影響とは、「放射線被ばくによって引き起こされた細胞の修飾の結果として起こるかもしれない健康影響をいう。」とされる（乙F第4号証9ページ(18)）。1990年勧告は、放射線に起因するがんの発症の確率は、確定的影響のしきい値よりも十分低い線量であっても、線量におよそ比例して線量の増加分とともに上昇するとしている。すなわち、放射線被ばくで損傷した細胞が長い潜伏期を経て悪性状態となつてその増殖が制御されなくなる（がんの発症を意味する。）ことがあり、その確率は放射線の影響により損傷を受けた細胞の数によって左右されるとしている。また、遺伝的情報を持った細胞に損傷が発生すると、遺伝的影響が生じる場合もあるとしている（以上につき、乙F第5号証6、15及び19ページ）。

確率的影響については、確定的影響におけるようなしきい値は想定されておらず、また、「放射線被ばく者においては、がん（およびいくつかの臓器の良性腫瘍）以外の確率的影響は放射線によって誘発されないとと思われる。」とされている（同号証19及び20ページ(62)）。

平成23年12月22日付け「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」（乙F第6号証）は、「広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超え

---

\*10 確定的影響があるというのは、放射線被ばくにより組織・臓器内の細胞が傷つけられて臓器の機能等が損なわれることを意味し、確率的影響において問題となるような被ばくの影響により細胞が悪性状態となつてがんが発生する場合とは異なる。



るあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている」、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされる。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられているが、現時点では人のリスクを明らかにするには至っていない。」とされている（同号証4ページ）。なお、ここでいう100ミリシーベルトの被ばくについての評価は、「短時間に被ばくした場合の評価であるが、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合より健康影響が小さいと推定されている」（同ページ）。

もつとも、2007年勧告は、実用的な放射線防護体系を勧告する目的から、「約100mSvを下回る線量においては、ある一定の線量の増加はそれに正比例して放射線起因の発がん又は遺伝性影響の確率の増加を生じるであろうという仮定」（LNTモデルといわれる仮説である。）を前提としている（乙F第2号証17ページ（65））。ただし、ICRPは、「LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないということを強調しておく。（中略）低線量における健康影響が不確実であることから、委員会（引用者注：ICRP）は、公衆の健康を計画する目的には、非常に長期間にわたり多数の人々が受けたごく小さい線量に関連するかもしれないがん又は遺伝性疾患について仮想的な症例数を計算することは適切ではないと判断する（中略）。」（同号証17ページ（66））としていることに留意する必要がある。すなわち、上記のL

NTモデルの仮説は、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている」のである（乙F第6号証8ページ）。

#### (6) 放射線被ばくと生活習慣によるがんのリスク

上記のとおり放射線被ばくは発がんリスクを増加させるおそれのあるものであるが、放射線被ばくに限られず、喫煙、肥満、運動不足等の生活習慣によっても発がんリスクは増加する。

国立がん研究センターが取りまとめた「わかりやすい放射線とがんのリスク」（2014年7月改訂版・乙F第7号証）によれば、放射線被ばくと生活習慣によってがん（全部位）になる相対リスクについては、例えば喫煙者、大量飲酒（週450g以上）：1.6、肥満：1.22、運動不足：1.15－1.19、野菜不足：1.06、100－200ミリシーベルトの被ばく：1.08とされ、100ミリシーベルト未満の被ばくについては「検出困難」とされている（同号証5枚目）。なお、これは発がんリスクを受容するか否かとは関係なく、放射線被ばくと生活習慣による発がんリスクを客観的に比較したものである。

#### (7) 小括

以上のとおり、国際的な合意に基づく科学的な知見によれば、臓器の機能障害等の確定的影響は、特定の臓器に関するしきい値を超える被ばくがあった場合や、少なくとも100ミリシーベルトを超えた場合でない限り、認められないと考えられている。

また、がん発症の確率的影響についても、少なくとも100ミリシーベルトを超えない限り、がん発症のリスクが高まるとの確立した知見は得られていないし、2007年勧告等で述べられているLNTモデルも、飽くまで科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生サイドに立った判断とし

て採用されているものに過ぎないことが明言されているものである。

### 3 国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告による放射線防護の考え方

#### (1) 国際放射線防護委員会（ICRP）について

国際放射線防護委員会（ICRP）とは、1928年に設立された「国際X線・ラジウム防護委員会」を基に、科学的見地に立って、電離放射線の被ばくによるがん等の疾病の発生を低減し、また、放射線による自然環境への影響を低減し、公益に資することを目的として1950年に設立された英国の独立公認慈善事業団体である。

ICRPは、主委員会と常設の5委員会（放射線影響、被ばく線量、医療放射線防護、勧告の適用、環境保護）及びそのタスクグループで事業を進めており、メンバーは各分野の専門家によって構成され、事業の成果は、委員会勧告や委員会報告として出版されている。また、ICRPの活動資金は、放射線防護に関心のある多くの機関からの寄付と出版物の印税で賄われているが、寄付はICRPの独立性の尊重及び活動計画、委員選任への不介入が条件とされている。

そして、ICRPの主委員会の勧告は、我が国を含む世界各国の放射線被ばくの安全基準作成の際に尊重されているものである。

我が国では、例えば、実用炉則2条2項6号及び線量限度告示2条1項1号において、周辺監視区域の外側のいかなる場所においても実効線量で1年間に1ミリシーベルトを超えてはならないと規定しており、同告示8条1項6号も同様に1年間に1ミリシーベルトを超えることがないように放射性物質の濃度を規制しているが、これらは、1990年勧告が、計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばくについて、実効線量の限度が1年

につき1ミリシーベルトとしていることを受けて定めたものである<sup>\*11</sup>。

また、チェルノブイリ事故を受け、ロシア等は、一般人の被ばく防止に向け、それぞれ、国内法において年間1ミリシーベルトを緊急事態が終息した後の安全基準値として採用し、同基準値を超える地域について特別な措置を行うこととしたが、同基準値もまた、1990年勧告を受けて定められたものである（乙F第8号証「チェルノブイリ原発事故による環境への影響とその修復：20年の経験」125ページ）。

(2) ICRPが公衆の被ばくの実効線量を年間1ミリシーベルトとした根拠  
ア 放射線防護の基本原則

---

\*11 より具体的には、1990年勧告における公衆被ばくに対する線量限度についての勧告についての放射線審議会の意見具申（乙F第9号証）を踏まえたものである。

関係行政機関の長は、放射線障害の防止に関する技術的基準を定めようとするときは、放射線審議会に諮問しなければならないとされている（放射線障害防止の技術的基準に関する法律6条）。1990年勧告の国内制度への取入れに関する放射線審議会の意見具申においては、公衆被ばくに対する線量限度の「取入れに当たっての基本的考え方」として、「公衆の被ばくに関する限度は、実効線量については年1mSv、（中略）これを規制体系の中で担保することが適当である。このためには、施設周辺の線量、排気・排水の濃度等のうちから、適切な種類の量を規制することにより、当該線量限度が担保できるようにすべきである。」（同号証12ページ）とされている。

ICRPは、被ばく状況<sup>12</sup>に応じた放射線防護の基本となる三つの原則を定めている（乙F第2号証50ページ(203)）。

まず、線源との関連で、全ての被ばく状況に適用される防護の最適化の原則（ALARAの原則）がある。これは、「被ばくする可能性、被ばくする人の数、及びその人たちの個人線量の大きさは、すべて、経済的及び社会的な要因を考慮して、合理的に達成できる限り低く（引用者注：As Low As Reasonably Achievable；ALARAの原則）保たれるべき」であり、「防護のレベルは一般的な事情の下において最善であるべきであり、害を上回る便益の幅を最大にすべきである」との考え方を示すも

---

\*12 2007年勧告は、想定する被ばくの状況として次の三つの被ばく状況を設定している（乙F第2号証(xvii)ページ(n)項）。

(7) 計画被ばく状況

放射線源の計画的な導入・操業に伴う状況（日常的状況）をいう。被ばくが生じる前に、放射線防護を前もって計画できる、いわゆる平常時の状況である（同号証G4ページ、63ページ(253)）。

(i) 緊急時被ばく状況

計画的状況における操業中又は悪意ある行動により発生するかもしれない、至急の注意を要する予期せぬ被ばく状況をいう。具体的には、原子力事故又は放射線緊急事態の状況下において、望ましくない影響を回避若しくは低減するために緊急活動を必要とする状況である（乙F第6号証10ページの脚注19）。

(ii) 現存被ばく状況

管理に関する決定をしなければならない時点で既に存在する被ばく状況をいう。具体的には、緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならないときに、既に存在している被ばく状況である（同号証11ページ脚注20）。

のである（乙F第2号証50ページ(203)、52ページ(212)、乙F第6号証10ページの脚注18）。

次に、正当化の原則がある。正当化の原則は、「放射線被ばくの状態を変化させるいかなる決定も、害より便益を大きくすべきである」とするもので、新たな放射線源を導入する場合には、現存被ばくを減じる、あるいは潜在的被ばくのリスクを減じることによって、それがもたらす損害を相殺するのに十分な個人的あるいは社会的便益を達成すべきとする考え方である。この原則も、全ての被ばく状況に適用される（乙F第2号証50ページ(203)）。

また、個人との関連で、個人の計画被ばく状況に適用される線量限度の適用の原則がある。これは、患者の医療被ばくを除く計画被ばく状況（平常時）においては、「規制された線源からのいかなる個人への総線量も、委員会（引用者注：ICRP）が勧告する適切な限度を超えるべきでない」とする考え方である（乙F第2号証50ページ(203)）。

#### イ 計画被ばく状況（平常時）における線量限度

線量限度<sup>\*13</sup>とは、個人が受ける、超えてはならない実効線量又は等価線量の値をいい（乙F第2号証G9ページ）、計画被ばく状況（平常時）のみに適用される（同号証・59ページ(243)）。

---

\*13 ICRPは、被ばく状況のタイプと被ばくのカテゴリー（本準備書面脚注12参照）との関連で、いろいろなタイプの線量制限（線量限度、線量拘束値、参考レベル）を定めている（乙F第2号証55ページ(229)、表4）。

計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばく<sup>\*14</sup>については、線量限度の適用の原則により、実効線量の限度が1年につき1ミリシーベルトと提示されている。ただし、ある特別な事情においては、定められた5年間にわたる平均が年1ミリシーベルトを超えないという条件の下で、年間の実効線量としてより高い値も許容される（乙F第2号証60ページ(245)、表6）。

このように、ICRPは、公衆被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトと提示しているが、これは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見を基礎としつつも、不必要な放射線への被ばくを避けるために、非常に変動しやすいラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して（乙F第5号証55ページ(191)）、飽くまで「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」（ALARAの原則）被ばく線量を制限することを求めていることに基づく数値であ

---

\*14 公衆被ばくは、被ばくのカテゴリーの一つであり、他に職業被ばく（工作中に、主として仕事の結果起こる被ばく。乙F第5号証33ページ(109)）と医療被ばく（主に診断または治療の一部として患者が受ける被ばく。同号証(109)）がある。公衆被ばくは、職業被ばく又は医療被ばく、及び通常の局地的な自然バックグラウンド放射線（宇宙線や自然環境における放射線、あるいは測定対象としているもの以外の放射線）のいずれをも除いた、放射線源から公衆構成員が被る被ばくをいい（乙F第2号証G5ページ）、端的には、職業被ばく及び医療被ばく以外の全ての被ばくを包含する（乙F第5号証43ページ(140)）。職業被ばくの線量限度については、実効線量ベースで、定められた5年間の平均として年間20ミリシーベルトとされる。ただし、どの1年においても実効線量は50ミリシーベルトを超えるべきではない（乙F第2号証60ページ・表6）。

る（乙F第10号証及び第11号証）。

なお、計画被ばく状況（平常時）における公衆被ばくの実効線量限度を年間1ミリシーベルトとすることは、1990年勧告、2007年勧告とも同じである（乙F第2号証60ページ(245)、74ページ(300)及び75ページ・表8、乙F第5号証55、56ページ(191)、(192)、91ページ(S40)）。

#### ウ 緊急時被ばく状況及び現存被ばく状況における線量の参考レベル<sup>\*15</sup>

ICRPは、事故時等の緊急時被ばく状況において公衆を防護するための最大残存線量の参考レベルとして、1年間の実効線量の積算値を20ミリシーベルトから100ミリシーベルトと提示している（乙F第2号証69ページ(278)）。また、現存被ばく状況の参考レベルは、予測線量1ミリシーベルトから20ミリシーベルトの範囲に通常設定すべきであるとしている（同号証・71ページ(287)）。

#### 4 年間1ミリシーベルトの被ばくをもって原告適格を基礎づけることはできないこと

(1) 前記3(1)(19ページ以下)で述べたとおり、線量限度告示が定める1年間に1ミリシーベルトという数値及びロシア等が安全基準値として用いた年間1ミリシーベルトという数値は、1990年勧告の平常時の公衆の

---

\*15 参考レベルは、緊急時又は現存の制御可能な被ばく状況において、これを上回る被ばくの発生を許す計画の策定は不適切であると判断される線量又はリスクのレベルをいう（乙F第2号証57ページ(234)）。参考レベルも、ALARAの原則とともに用いられる（同号証・54、55ページ(225)）。

なお、参考レベルは、「安全」と「危険」の境界を表したり、個人の健康リスクに関連した段階的变化を反映するものではない（同号証・55ページ(228)）。



線量限度を受けて定められたものである。

(2) ICRPは、放射線による健康影響に関する科学的知見を踏まえつつ、計画被ばく状況（平常時）においては、ALARAの原則や線量限度の適用の原則等の基本原則に基づいて、いかなる線量でもリスクは存在するという予防的な仮定の下、人体にとってより安全側に立って、一般公衆の被ばく線量限度を1年間当たり1ミリシーベルトと提示している。また、ICRPは、福島第一原発事故の発生後のような緊急時被ばく状況においては、参考レベルは残存線量20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲にあるものとし、この範囲以下になるように放射線防護戦略を定めることとしている。すなわち、緊急時被ばく状況においては、計画被ばく状況（平常時）の線量限度年間1ミリシーベルトを用いなくて、20ミリシーベルト以上の参考レベルを放射線防護の判断基準としている。

(3) ICRPによれば、実効線量が100ミリシーベルトを超過すると、放射線の人体の細胞等への影響によりがんが発生する可能性が高くなるとされているが（乙F第2号証57ページ(236)）、前記2(5)イ（16ページ以下）で述べたとおり、年間100ミリシーベルトを下回る被ばく線量でがんの発症率が有意に上昇するとの疫学的知見は存在しない。

また、長期被ばく<sup>\*16</sup>により積算線量<sup>\*17</sup>で100ミリシーベルトを上回った場合であっても、直ちにがん発症のリスクが高まるともいえない。例えば、前記2(3)（13ページ以下）で述べたとおり、日本国内では、自然放射線のレベルが年平均2.1ミリシーベルトであり、生涯を80年とすれば自

---

\*16 長期被ばくとは、公衆が偶発的に、また、持続的に受ける長期間にわたる被ばくをいう（乙F第4号証1ページ(1)）。

\*17 積算線量とは、実効線量の累積値をいう。

然放射線を168ミリシーベルト程度被ばくすることになるが、このことにより国民全体のがん発症リスクが高まっていると認めることはできないとされている。また、世界の高自然放射線地域の一つであるインドのケララ地方住民の疫学調査では、蓄積線量が500ミリシーベルトを超える集団であっても、発がんリスクの増加は認められないとされている（乙F6号証の4ページ）。

(4) 以上のとおり、ICRPが平常時の公衆の被ばくに関する実効線量の限度を年間1ミリシーベルトと提示しているのは、放射線による発がんリスク等の健康影響に関する科学的知見、ラドンによる被ばくを除いた自然放射線源からの年実効線量が約1ミリシーベルトであることを考慮して、「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」被ばく線量を制限することを要求する趣旨である。そうすると、ICRP勧告を取り入れた実用炉則の線量限度1ミリシーベルトという数値、線量限度告示が定める1年間に1ミリシーベルトという数値及びロシア等が安全基準値として用いた年間1ミリシーベルトという数値をもって、生命、身体等への直接的かつ重大な被害を受けるということはできないから、これを原告適格の基準とする原告らの主張は、上記趣旨を正解しないものである。

したがって、原告らが居住する各地域が、年間1ミリシーベルトを超える放射線量被ばくを受けうる可能性があるか否かはおくとしても、そもそも年間1ミリシーベルトを超える放射線量被ばくは、原告らの原告適格を基礎づける事情とはならず、原告らの主張には理由がない。

#### 第4 放射線管理区域の数値等も、原告適格を基礎づける事情とはならないこと

1 原告らは、①チェルノブイリ事故においては、放射線管理区域に相当する汚染（4万ベクレル/m<sup>3</sup>）がチェルノブイリ原発から約1800キロメートル離れた地点まで広がっていた（原告ら準備書面（5）第4の2及び4・1

1 ないし 14 ページ, 20 及び 21 ページ), ②福島第一原発事故においては, 福島第一原子力発電所から約 250 キロメートル離れた地点でも同様の汚染が認められた(原告ら準備書面(5)第5の1(2)・23ないし27ページ)などとして, 上記各事情が原告らの原告適格の根拠となる旨主張するようである。

2 この点, セシウム137の地表面密度4万ベクレル/m<sup>2</sup>との数値は, 電離則3条1項2号及び別表第3が, アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面密度が4ベクレル/cm<sup>2</sup>, すなわち4万ベクレル/m<sup>2</sup>を超えるおそれのある区域は放射線管理区域に該当するとされていることから導かれるものである。

しかしながら, この数値は, 1990年勧告における平常時の公衆の線量限度を参考に設定されたものであり(放射線審議会「ICRP1990年勧告(Pub. 60)の国内制度等への取入れについて(意見具申)」(乙F第9号証9及び31ページ)), 前記のとおり, 線量限度は, 飽くまで平常時のみに適用されるものであって, かつ, 「社会的・経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成できる限り低く」被ばく線量を制限することを要求する趣旨で設定されるものであるから, 生命, 身体等への直接かつ重大な被害が生じる具体的基準として定められたものではない。

また, セシウム137の地表面の密度が4万ベクレル/m<sup>2</sup>である状態を仮定し, その場所に居住し続けた場合, 放射性核種の平均寿命(セシウム137の半減期は約30年なので, 平均寿命は $30 \times 1.44^{*18} = \text{約} 42 \text{年}$ )が経過するまでの長期にわたって受ける放射線量の合計は, 約3.9ミリシー

---

\*18 放射性核種の平均寿命は半減期に1.44を乗じて計算できる(乙F第12号証2ページ注記参照)。

ベルト<sup>\*19</sup>である。これは、平常時の公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトと比べたとしても、極めて小さな線量にすぎない。

- 3 そうすると、仮に、セシウム137の地表面の密度が4万ベクレル/m<sup>2</sup>であったからといって、生命、身体等への直接かつ重大な被害を受けるということとはできないから、原告らの主張には理由がない。

## 第5 瀬尾シミュレーションは、原告適格を基礎づける事情とはなり得ないこと

- 1 原告らは、瀬尾シミュレーションを基に試算すると、「本件原発の2基が同時に過酷事故を起こした場合、(中略)3265kmの地点で被曝線量が2ミリシーベルト/年となり、法の求める公衆被曝限度の2倍にも達してしまう」、「本件各原発で過酷事故が起きた場合、原告らは、法の求める公衆被曝限度を少なくとも50倍を超える被曝を強いられる可能性がある」として、原告らに原告適格が認められる旨主張する(原告ら準備書面(5)第6の3及び4・35ないし41ページ)。
- 2 しかしながら、線量限度告示の定める1年間に1ミリシーベルトという数値が原告らの原告適格を根拠づけるものでないことは、前記第3で述べたとおりである。

また、原告らが主張の根拠とする瀬尾シミュレーションも、計算に当たっ

---

\*19 沈着したセシウム137から長期にわたって受ける放射線量の合計(ナノシーベルト)は、セシウム137の降下量(ベクレル/m<sup>2</sup>)×269で求めることができる(乙F第12号証2ページ)。また、この計算方法は、屋内に滞在する時間や建物による遮蔽効果は考慮されていないため、前記の計算結果に0.36を乗ずることが適当である(同ページ)。そうすると、 $4万 \times 269 \times 0.36 = 約390万ナノシーベルト$ 、すなわち約3.9ミリシーベルトが長期にわたって受ける放射線量の合計となる。

て仮定した条件が現実離れした過大なものであるなど、科学的正当性に欠けるものである。

すなわち、瀬尾シミュレーションは、電気出力100万キロワットの加圧水型原子炉（PWR）が事故を起こした際には、原子炉1機からヨウ素131が218京ベクレル、セシウム137が10.7京ベクレルが環境中に放出されるとしているところ（甲F第28号証190ページ）、このような放出が現実にされる根拠は認められない。この点、福島第一原発事故においてすら、3機の原子炉からの、ヨウ素131（I-131）の大気中への総放出量は約16京ベクレル、セシウム137（Cs-137）の大気中への総放出量は約1.5京ベクレルであったこと（乙F第13号証・添付IV-2の表5・7ページ）からも、瀬尾シミュレーションが現実離れした過大な仮定をしていることは明らかである。さらに、瀬尾健氏は、瀬尾シミュレーションにおける算出方法について、「ここで用いる変換係数は筆者が独自に計算したものである。」、「パソコンでは時間がかかりすぎて、とても実用的とは言えなくなる。そこでもっと簡便な方法として（中略）適当な変換係数をかけて、それで間に合わせることにする。」、「筆者が独自に工夫した近似関数を使うことにしている」などと述べており（甲F第28号証178ないし189ページ）、その算出方法等には根拠不明の独自の仮定や算出方法があると見受けられるのであって、瀬尾シミュレーションには科学的正当性が認められない。

3 したがって、瀬尾シミュレーションは、科学的根拠のない計算に基づいた非現実的なものであるから、これを根拠とする原告らの主張には理由がない。

## 第6 結論

以上のとおりであるから、原告適格に関する原告らの主張は、いずれも理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

事件名 名古屋地方裁判所 平成28年(行ウ)第49号, 同第134号, 同第157号  
 高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件  
 原告 河田昌東 ほか110名

略語	準備書面 (5) 別紙1番号	書証番 号	全文	定義
<b>数字</b>				
1990年勧告		ZF25	ICRPの1990年勧告	第9準備書面 15 P
2007年勧告		ZF2	ICRPの2007年勧告	第9準備書面 15 P
2号要件			「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力(中略)があること」	第5準備書面 38 P
3号要件			「その者に重大事故(中略)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること」	第5準備書面 38 P
4号要件			「発電用原子炉施設の位置, 構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること」	第5準備書面 36 P
<b>英字</b>				
ACAガイド			独立行政法人原子力安全基盤機構『原子力発電所のケーブル経年劣化評価ガイド』(平成26年2月)	第7準備書面 85 P
ICRP			国際放射線防護委員会	第9準備書面 7 P
JAEA			国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	第7準備書面 12 P
JEAC4201			一般社団法人日本電気協会『原子炉構造材の監視試験方法』(JEAC4201-2007[2013年追補版])	第7準備書面 82 P
JEAC4206			社団法人日本電気協会『原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法』(JEAC4206-2007)	第7準備書面 83 P
PRA			確率論的リスク評価	第7準備書面 47 P
SFP評価ガイド	(22)		実用発電用原子炉に係る使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061916号)	第5準備書面 37 P
<b>あ</b>				
圧カスパイク			溶融炉心から冷却材への伝熱による水蒸気発生に伴う急激な圧力上昇	第7準備書面 55 P
<b>い</b>				
伊方最高裁判決			最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決(民集46巻7号1114ページ)	第8準備書面 6 P

う				
運転期間延長審査基準	(15)	ZB9	実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準(原管P発第1311271号)	第5準備書面 42 P
か				
外部火災ガイド	(18)		原子力発電所の外部火災影響評価ガイド(原規技発第13061912号)	第5準備書面 37 P
火災感知設備			早期に火災発生を感知する設備	第7準備書面 41 P
火災防護基準	(11)	ZB6	実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準(原規技発第1306195号)	第5準備書面 37 P
火山ガイド	(16)		原子力発電所の火山影響評価ガイド(原規技発第13061910号)	第5準備書面 37 P
関西電力			関西電力株式会社	答弁書 3 P
き				
既許可申請			平成27年2月12日付け原規規発第1502121号をもって許可された高浜発電所3号炉及び4号炉に係る設置変更許可処分に係る許可申請	第7準備書面 30 P
技術基準規則	(3)	ZB4	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号。)	第2準備書面 10 P
技術基準規則解釈	(10)	ZB8	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306194号)	第5準備書面 40 P
基準地震動による地震力			耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面 20 P
基準津波			設計基準対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第7準備書面 33 P
キャスク			使用済燃料を工場等内に貯蔵する乾式キャスク	第7準備書面 43 P
行訴法			行政事件訴訟法	答弁書 4 P
居住性ガイド	(24)		実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド(原規技発第13061918号)	第5準備書面 41 P
け				
原告ら準備書面(5)			原告らの平成29年1月25日付け準備書面(5)	第9準備書面 6 P
原子力規制庁			原子力規制委員会原子力規制庁	第7準備書面 75 P
原子炉等規制法			核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書 3 P
原子炉等規制法施行令			核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令	第2準備書面 9 P
検討用地震			敷地に大きな影響を与えると予想される地震	第7準備書面 22 P
こ				
航空機衝突影響評価ガイド	(32)		実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド(原規技発第1409178号)	第5準備書面 38 P
高経年化技術評価			経年劣化に関する技術的な評価	第2準備書面 8 P
高経年化対策実施ガイド	(39)		実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド(原管P発第1306198号)	第5準備書面 42 P
工場等			発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第7準備書面 20 P

し				
地震ガイド	(26)		基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306192)	第5準備書面 37 P
施設定期検査			特定重要発電用原子炉施設(発電用原子炉施設であって核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特に支障がないものとして原子力規制委員会規則で定めるもの以外のものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期ごとに、原子力規制委員会が行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の15)	第5準備書面 45 P
実用炉則	(1)	ZB2	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号。)	第2準備書面 8 P
地盤ガイド	(28)		基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る審査ガイド(原管地発第1306194号)	第5準備書面 38 P
重大事故等			重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故	第7準備書面 46 P
重大事故等防止技術的能力審査基準	(13)	ZB7	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準(原規技発第1306197号)	第5準備書面 39 P
重要事故シーケンス			炉心の著しい損傷に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
消火設備			消火を行う設備(安全施設に属するものに限る。)	第7準備書面 41 P
浸水防止設備			浸水防止機能を有する設備	第7準備書面 27 P
せ				
瀬尾シミュレーション			瀬尾健氏によるシミュレーション	第9準備書面 7 P
設置許可基準規則	(2)	ZB3	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号。)	第2準備書面 10 P
設置許可基準規則解釈	(9)	ZB5	「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(原規技発第1306193号。平成26年4月16日、同年7月9日一部改正)	第5準備書面 37 P
設置法			原子力規制委員会設置法(平成24年6月27日法律第47号)	第5準備書面 18 P
線量限度告示	(6)		核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(原子力規制委員会告示第8号)	第9準備書面 6 P
そ				
想定する格納容器破損モード			必ず想定する格納容器破損モード及び個別プラント評価により抽出した格納容器破損モード	第7準備書面 48 P



た			
代替材料			不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの 第7準備書面 42 P
大規模損壊			大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊 第7準備書面 69 P
耐震工認審査ガイド	(29)		耐震設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306195号) 第5準備書面 41 P
耐震重要度			地震により発生するおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度 第7準備書面 25 P
耐津波工認審査ガイド	(30)		耐津波設計に係る工認審査ガイド(原管地発第1306196号) 第5準備書面 41 P
高浜発電所1号炉			関西電力高浜発電所1号炉 答弁書 3 P
高浜発電所2号炉			関西電力高浜発電所2号炉 答弁書 3 P
高浜発電所3号炉			関西電力高浜発電所3号炉 第7準備書面 18 P
高浜発電所4号炉			関西電力高浜発電所4号炉 第7準備書面 18 P
竜巻ガイド	(17)		原子力発電所の竜巻影響評価ガイド(原規技発第13061911号) 第5準備書面 37 P
ち			
チェルノブイリ事故			旧ソビエト社会主義共和国連邦のチェルノブイリにおける原発事故 第9準備書面 6 P
地質調査ガイド	(25)		敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド(原管地発第1306191号) 第5準備書面 37 P
長期保守管理方針			高経年化技術評価の結果に基づき、10年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針 第2準備書面 8 P
つ			
津波ガイド	(27)		基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(原管地発第1306193号) 第5準備書面 38 P
津波監視設備			敷地における津波監視機能を有する施設 第7準備書面 27 P
津波防護施設			津波防護機能を有する設備 第7準備書面 27 P

て				
定期安全管理審査			定期事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、原子力規制委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の16第4項)	第5準備書面 46 P
定期事業者検査			特定発電用原子炉施設(発電の用に供する原子炉、その原子炉を格納するための容器その他の発電用原子炉施設であって原子炉本体や原子炉冷却系統施設など原子力規制委員会規則で定めるものをいう。)について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、定期に、事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の16第1項)	第5準備書面 45 P
電離則			電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)	第9準備書面 6 P
と				
東京電力			東京電力株式会社	第3準備書面 8 P
特重ガイド	(31)		実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド(原規技発第1409177号)	第5準備書面 38 P
特別点検			申請に至るまでの間の運転に伴い生じた発電用原子炉その他の設備の劣化の状況の把握のための点検	第8準備書面 10 P
な				
内部溢水ガイド	(19)		原子力発電所の内部溢水影響評価ガイド(原規技発第13061913号)	第5準備書面 40 P
内部火災ガイド	(20)		原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(原規技発第13061914号)	第5準備書面 40 P
ね				
燃料体			発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面 43 P
燃料体技術基準規則	(5)		実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第7号)	第5準備書面 44 P
ひ				
被告第2準備書面			被告の平成28年10月19日付け第2準備書面	第5準備書面 25 P
評価事故シーケンス			格納容器の破損に至る重要な事故シーケンス	第7準備書面 47 P
品質管理基準規則	(4)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則(平成25年6月28日付け原子力規制委員会規則第8号)	第5準備書面 40 P

品質管理基準規則解釈	(12)		実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則の解釈(原規技発第1306196号)	第5準備書面 40 P
ふ				
福島第一原子力発電所			東京電力福島第一原子力発電所	第3準備書面 8 P
福島第一原発事故			平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故	第3準備書面 8 P
へ				
平成24年改正前原子炉等規制法			設置法附則15条ないし18条の規定による改正前の原子炉等規制法	第5準備書面 19 P
平成24年改正前電気事業法			平成24年法律第47号による改正前の電気事業法	第5準備書面 29 P
ほ				
保安規定審査基準	(14)	ZB10	実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準(原規技発第	第5準備書面 41 P
保守管理に関する方針			延長しようとする期間における発電用原子炉その他の設備についての保守管理に関する方針	第8準備書面 10 P
本件訴え変更申立書			原告らの平成28年8月5日付け訴えの変更申立書	第2準備書面 4 P
本件運転期間延長認可処分			本件各原子炉の運転期間延長認可処分	答弁書 3 P
本件各原子炉			高浜原子力発電所1号炉及び2号	答弁書 3 P
本件各原子炉施設			本件各原子炉及びその付属施設	答弁書 3 P
本件各処分			本件運転期間延長認可処分, 本件設置変更許可処分, 本件工事計画認可処分及び本件保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
本件工事計画認可処分			本件各原子炉施設の工事計画認可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可処分			本件各原子炉の設置変更許可処分	答弁書 3 P
本件設置変更許可申請			参加人が平成27年3月17日付けで原子力規制委員会に対してした, 原子炉等規制法43条の3の8第1項の規定に基づき, 同法43条の3の5第2項5, 8ないし10号に掲げる事項の変更についての許可の申請(平成28年1月22日付け, 同年2月10日付け及び同年4月12日付けで申請内容の一部を補正したもの)	第7準備書面 18 P
本件保安規定変更認可処分			本件各原子炉の保安規定変更認可処分	答弁書 3 P
も				
もんじゅ最高裁平成4年判決			最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決(民集46巻6号571)	第9準備書面 6 P
もんじゅ最高裁平成17年判決			最高裁判所平成17年5月30日第一小法廷判決(民集59巻4号671ページ)	第8準備書面 9 P

ゆ				
有効性評価ガイド	(21)	乙B7	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策の有効性評価に関する審査ガイド(原規技発第13061915号)	第5準備書面 37 P
よ				
要求事項			実用炉規則第113条第2項第2号に掲げる原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価の結果、延長しようとする期間において、同評価の対象となる機器・構造物が下表に掲げる要求事項	第7準備書面 78 P
溶接安全管理審査			溶接事業者検査の実施に係る体制について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会規則で定める時期に、同委員会が行う審査(改正原子炉等規制法43条の3の13第3項)	第5準備書面 44 P
溶接事業者検査			発電用原子炉に係る原子炉容器等の溶接について、原子力規制委員会規則に従って、事業者自らが行う検査(改正原子炉等規制法43条の3の13第1項及び第2項)	第5準備書面 44 P
り				
立地審査指針			「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」	第3準備書面 35 P
れ				
劣化状況評価			延長しようとする期間における運転に伴い生ずる発電用原子炉その他の設備の劣化の状況に関する技術的な評価	第8準備書面 10 P
ろ				
ロシア等			ロシア、ウクライナ及びベラルーシ	第9準備書面 6 P
炉心			発電用原子炉の炉心	第7準備書面 19 P